

<講座用テキスト：社会保険編>

※注) この「条文改正に伴う補正情報」は、令和6年4月12日時点における情報です。
 また、この情報（誤記誤植等による訂正を含む）は、テキスト掲載分に対応する補正であり、改正内容の全てが網羅されているものではありませんので、その点にご留意下さい。

1. 国民年金法

◆新旧対照表 <INPUT テキスト>

頁	改正前	改正後
97	ちょっとアドバイス 4つ目□条文3行目 (712,000 円(令5条の2))に満たないときは、	(<u>730,000</u> 円(令5条の2))に満たないときは、
123	改定率の改定に係るデータ	○名目手取り賃金変動率 1.031(令和2～4年度の平均実質賃金変動率(0.999)×令和5年物価変動率(1.032)×令和3年度可処分所得割合変化率(1.000)) ○物価変動率 1.032(全国消費者物価指数(生鮮食品を含む総合指数)) ○調整率 0.996(令和2～4年度の平均公的年金被保険者総数の変動率(0.999)×平均余命の伸び率(定数0.997)) ○特別調整率 1.000 ○基準年度以後特別調整率 1.000 ○令和6年度改定率 (新規裁定者：昭和32年4月2日以後生まれ) 1.045(前年度改定率1.018×名目手取り賃金変動率1.031×調整率0.996×特別調整率1.000)
124	ADVANCE 2つ目□<参考> 全文差替え	年金額は、物価変動率や名目手取り賃金変動率に応じて、毎年度改定を行う仕組みとなっている。 <u>物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが定められている。</u> このため、令和6年度の年金額は、 <u>名</u>

		目手取り賃金変動率(3.1%)を用いて改定する。また、令和6年度の <u>マクロ経済スライドによる調整(▲0.4%)</u> が行われる。 よって、令和6年度の年金額の改定率は、 2.7% となる。
128	②令和5年度の年金額(新規裁定者)右枠(実際の支給額)	②令和 <u>6年度</u> の年金額(新規裁定者)(詳細数値は改正法テキスト参照)
139	保険料の改定データ	○名目賃金変動率 1.028(令和4年物価1.025×令和2年度実質賃金1.003) ○令和6年度保険料改定率 0.999(前年度改定率0.972×名目賃金変動率1.028) ○令和6年度保険料額(月額) 16,980円(17,000円×0.999:対前年比+460円) ○令和7年度保険料額(月額) 17,510円(17,000円×1.030:対前年比+530円)
173	②延滞金割合の特例表の右枠見出し令和5年	令和 <u>6年</u>

◆誤記等訂正表 <改正法講座>

頁	改正前	改正後
72	②令和6年度の年金額(新規裁定者)右枠(実際の支給額)下から2段目 78,270円	<u>78,300円</u>
152	問題 国民年金法060の3行目 78,270円	<u>78,300円</u> (解答に訂正はない)

2. 厚生年金保険法

◆新旧対照表 <INPUT テキスト>

頁	改正前	改正後
52	ADVANCE 2つ目□2行目 ローマ字氏名届を添えなければならない。	<u>厚生年金保険被保険者ローマ字氏名届</u> を添えなければならない。
91	ちょっとアドバイス 図表ほかの支給停止調整額 48万円	<u>50万円</u>
158	改定率の改定に係るデータ	○令和6年度改定率(新規裁定者:昭和

		32年4月2日以後生まれ) 1.045 (前年度改定率 1.018×名目手取り賃金変動率 1.031×調整率 0.996×特別調整率 1.000)
163	(2)令和5年度年金額 ①～④ 右枠 (実際の支給額)	(2)令和6年度年金額 (詳細数値は改正法テキスト参照)

◆誤記等訂正表 <INPUT テキスト>

頁	誤	正
23	ちょっとアドバイス イ) 2段目の語尾 (則9条の3)。	(則9条の4)。
108	ちょっとアドバイス 2つ目□柱書の語尾 (令6条の3)。	(令6条の4)。

◆誤記等訂正表 <改正法講座>

頁	改正前	改正後
80	②令和6年度の年金額 イ) 加給年金額 右枠 (実際の支給額) 3段目 78,270円	78,300円

3. 健康保険法

◆新旧対照表 <INPUT テキスト>

頁	改正前	改正後
208	ちょっとアドバイス 3つ目□2行目 (協会けんぽ:全国一律 1.82% (令和5年度適用率))	(協会けんぽ:全国一律 <u>1.60%</u> (令和6年度適用率))
	条文の下アミカケ枠内 参考 令5.2.28厚労告50号 【参考】令和5年3月分 ① 特定保険料率は、全都道府県共通 <u>3.57%</u> ② 基本保険料率は、全国平均 6.43%	<u>令6.2.27厚労告38号</u> 【参考】令和6年3月分 ① 特定保険料率は、全都道府県共通 <u>3.42%</u> ② 基本保険料率は、全国平均 <u>6.58%</u>

◆誤記等訂正表

特になし

4. 社会一般

◆新旧対照表 <INPUT テキスト>

頁	改正前	改正後
25	ADVANCE 表（限度額）の3段目 17万円	<u>19万円</u>
56	ちょっとアドバイス ①の見出し (令3.1.22政令9号)	(<u>令6.1.19政令13号</u>)
98	ちょっとアドバイス 3つ目□<参考> 令和5年度の一般保険料率は「 10.85% 」、介護保険料率は「 1.69% 」、令和5年度の疾病任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は「440,000円」である。	令和 <u>6</u> 年度の一般保険料率は「 <u>10.95%</u> 」、介護保険料率は「 <u>1.59%</u> 」、令和 <u>6</u> 年度の疾病任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は「440,000円」である。

◆誤記等訂正表 <INPUT テキスト>

頁	誤	正
66	条文【計画の進捗状況の公表等（法11条）】第4項3行目 その要因を分析するとともに、当該都道府県における医療提供体制の確保に向けて、	その要因を分析するとともに、当該 <u>要因の解消</u> に向けて、

5. 労働一般

◆新旧対照表 <INPUT テキスト>

特になし

◆誤記等訂正表 <改正法講座>

頁	改正前	改正後
128	1. 労働施策総合推進法 全部	<u>削除</u>